

平成28年度 久留米市放置自動車廃物判定委員会 会議概要

- 1 日 時：平成28年7月25日（月）午後2時00分～午後3時00分
- 2 場 所：本庁舎3階 306会議室
- 3 出席者：日下部委員長・白水委員・田代委員・山口委員・熊谷委員・津川委員
- 4 事務局：吉山課長・田代補佐・丸山補佐・宮崎主査・原田
- 5 その他：今田環境部長
- 6 議事の概要
 - (1) 環境部長挨拶
 - (2) 委嘱状の交付
 - (3) 委員紹介・挨拶
 - (4) 日下部委員を委員長に選任
 - (5) 白水委員を職務代理者に選任
 - (6) 委員会の業務内容の説明

事務局	—業務内容説明—
委員	「中破」とは何か。
事務局	「大破」とまでは言えないが、壊れているという意味で「中破」と表現している。 以前の委員会で同様の質問を受けたが、「中破」がどのような状態か判断し難いという意見が出され、削除した。

(7) 議題：放置自動車の処理状況等の現状について

事務局	—議題説明—
委員	放置自動車の確認には、廃棄物指導課も行くのか。
事務局	所管課で対応するため、当課は基本的に確認には行かない。
委員	所管課に放置自動車の事務の担当者を置いているか。
事務局	そのように認識している。
委員	①、②、③番はだいぶ古いようだが。
事務局	撤去に苦慮している。
委員	①、②、③番が放置されているのは市有地か。
事務局	市有地である。
委員	8台全て、所有者等は判明しているのか。
事務局	住民票等は調査して把握している。 しかし、居住の実態が無い、居住しているがほぼ帰宅していない等、接触をとりづらい案件がある。

委員	そういった案件だと廃物判定して処分を行うことは困難なのでは。
事務局	所有者が判明している場合は困難である。
委員	この委員会で何らかの対策はとれないのか。
事務局	今まで、委員会で作成した廃物判定基準を用いて対応してきたが、問題は発生していない。 今後、条例や廃物判定基準を用いても解決困難な案件が発生した際は、委員会に諮問することも考えられる。
委員	所有者が放置自動車を撤去しないのは、金銭面の問題が第一なのか。鉄くずとしての価値はあると思うが。
事務局	そう考える。 古い自動車だと自動車リサイクル料金を支払っていない可能性もある。撤去を面倒に考えているのかもしれないが。
委員	8台全て、車検は切れているのか。
事務局	ナンバープレートがついているだけで、切れていると思う。 しかし、⑦については、昨年まで、たまに自動車を動かした形跡が認められた。
委員	タイヤはパンクしていないのか。
事務局	今はパンクしている。
委員	8台全て、ナンバープレートがついているから所有者が分かったのか。
事務局	①、②、③以外はそうである。
委員	①、②、③は所有者が判明しているのか。
事務局	判明している。 今後は、当課から所管課に対して、条例に沿った対応をするように求めていかなければならないと考えている。
委員	市有地にあるということは、反面、そこに自動車を放置していても誰も困らないと思う。 だから、次の段階に進めないのではないか。
事務局	市有地の不法占拠と言えるが、所有者が判明した場合、所有者との協議に時間を費やすことになる。 条例に沿って、勧告や命令等の対応をとる必要があると考えている。
委員	廃物判定基準で、鍵を空けて内部を確認できない場合、バッテリーが消失しているかどうかは確認できないのではないか。
事務局	大破している場合、エンジン機能が無い場合、タイヤが無い場合等のどれか1つに該当し、かつ、判定基準の1から7のうちの2項目以上に該当ときは、条例第12条第1項第2号に該当するとなっている。 必ず全ての項目に該当しないとイケないということではない。

